

宝塚市告示第200号

市道路線の区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部建設室道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）10月7日

宝塚市長 山崎晴恵

供用開始日 令和6年（2024年）10月7日

縦覧期間 令和6年（2024年）10月7日から
令和6年（2024年）10月21日まで

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで、道路管理課（市役所3階）で縦覧します。

市道路線の区域の決定及び供用の開始

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4580	4580号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目140番1		m 71.05	m 最大 6.00 最小 5.30
		終 点	南ひばりガ丘2丁目140番6			
4581	4581号線	起 点	千種4丁目184番9		m 32.70	m 最大 10.50 最小 4.50
		終 点	千種4丁目184番10			
4582	4582号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目115番10		m 13.80	m 最大 6.00 最小 6.00
		終 点	南ひばりガ丘2丁目115番7			
4583	4583号線	起 点	末成町6番202		m 53.35	m 最大 6.00 最小 5.30
		終 点	末成町152番6			